

# 本州等に放鳥したトキのモニタリング方針

令和7年2月14日 環境省自然環境局野生生物課希少種保全推進室

トキ保護増殖事業計画に基づき作成された「トキ野生復帰ロードマップ2025（令和3年7月29日）」で定めている目標の達成状況を確認するため、また、トキの野生復帰を目指した取組の効果を把握するため、本州等でのトキの放鳥後は当面の間、モニタリングの実施により放鳥に取り組む自治体（以下「取組自治体」という）及びその周辺でのトキの状況把握に努める。

モニタリングに係る取組自治体と環境省の役割分担は以下のとおり。ただし、各種状況等に応じ、体制や実施内容の見直しを行う。

＜トキ野生復帰の最終的な目標（「トキ野生復帰ロードマップ2025」抜粋）＞

- (1) 国内の成熟個体数が1,000羽以上となること。
- (2) 国内で複数の地域個体群が確立されること。
- (3) 地域個体群の間で遺伝的な交流があること。
- (4) 生息環境が過密にならないこと。

## 1. 放鳥後のモニタリング体制

放鳥後は当面の期間（目処として、放鳥が行われる市町村域（以下、「放鳥地」という）またはその周辺で定着が確認されるまで）、放鳥したトキの生存状況や分散状況等の把握を行う。

### (1) 放鳥前

- ・取組自治体は、放鳥したトキの生存・分散状況、また今後の本州におけるトキの行動や生息環境の把握のため、あらかじめモニタリング体制を構築（モニタリング人員の確保等）しておくことが望ましい。
- ・特に、ハードリリース方式のみで放鳥する場合は、トキが放鳥場所から遠方に分散することが想定されるため、あらかじめモニタリング体制を整えておくとともに、周囲の自治体にも目撃情報提供の協力を依頼する。

### (2) 放鳥直後～定着確認まで

#### ① 生存・分布状況、生息環境・行動等の把握

- ・環境省は生存状況及び分散状況等を把握するため、放鳥するトキに GPS を装着する（放鳥初年度、2年目を想定）。また、定期的にGPSからデータを取得し、トキの生存状況及び分布状況を把握する。
- ・取組自治体は、GPSからデータが得られなくなる時期（放鳥開始から2年後を目処）までには、放鳥個体を追跡することができるようなモニタリング体制を整えておく。
- ・モニタリングの範囲は可能な限り広範囲が望ましいが、最低限放鳥地の範囲内はモニタリングできる体制を整えておく。

- ・取組自治体は、環境省が取得した GPS データを活用してモニタリングを行い、採餌やねぐら入り等の行動、生息環境の把握に努める。得られた情報は、今後の放鳥方針を検討する際に活用するとともに、取組自治体によるトキ野生復帰に向けた今後の環境整備やその効果の把握にも活用する。
- ・取組自治体は、地域住民や野鳥愛好家等によるトキの目撃情報を収集・活用する体制（専用窓口の設置、専用サイトの設置等）を構築する。
- ・環境省は、「トキの目撃情報収集サイト」により、引き続き本州でのトキ目撃情報を収集する。
- ・環境省は全国の自治体や野鳥の会等の関係団体に対して、パンフレット等により、トキの目撃情報提供を依頼するとともにトキが飛来した場合の対応方法について周知する。

## ② 繁殖期における行動・繁殖状況の把握

- ・取組自治体は、GPS データやモニタリング結果から繁殖行動が確認された場合、繁殖状況の把握に努める。
- ・営巣場所の特定や営巣状況の確認ができない場合であっても、6月中旬頃に巣立ち直後の幼鳥が目撃された場合は、目撃した場所の周辺で繁殖が成功したと推測されるため、取組自治体は営巣場所の探索や幼鳥個体のモニタリング等の強化に努める。
- ・幼鳥の生存率や繁殖状況を確認するため、幼鳥に足輪を装着するように努める。

## (3) 定着後

- ・トキが定着し、集団で夜間を過ごすねぐらが確認できるようになれば、地域での生息数を推定するため、佐渡で行っている「ねぐら出一斉カウント調査」の実施に努める。

## 2. モニタリング結果の分析・フィードバック

環境省は、環境省及び取組地域が収集した目撃情報やモニタリング結果を元に、トキの定着を判断するとともに、「トキ野生復帰ロードマップ 2025」の最終的な目標の達成状況を確認する。

取組自治体は、モニタリング結果を環境整備の取組にフィードバックし、トキと共生する里地づくりの取組の推進に努める。

## 3. モニタリング計画の作成

取組自治体は、上記 1. (1)、(2) に関する具体的な方法を示したモニタリング計画を放鳥前に作成する。

## 4. 傷病・死亡個体について

放鳥地内で傷病個体や死亡個体を発見した場合は、今後の取組に反映させるため、取組自治体は、傷病や死亡の原因の把握に努める。

※本資料において、「定着」とは以下の 2 つの条件を満たすものとする。

- ① 放鳥した個体が、放鳥が行われた市町村域またはその周辺で 1 年以上生存している。
- ② 放鳥個体と野生下で繁殖した個体から成る個体群が、放鳥が行われた市町村域またはその周辺で数年間継続的に確認されている。